

## 第20回大空町農業委員会総会議事録

平成31年1月25日第20回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

2番 江口 美世司	4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄
6番 丹羽 真治	7番 岡内 浩之	9番 長尾 照幸
10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸
13番 井上 良幸	14番 田中 悟	15番 田中 秀雄
16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣
19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠	21番 石田 敦
22番 福田 重幸	23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也
25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二	27番 山神 正信

#### (2) 欠席者

1番 石原 せつえ	3番 石田 正俊	8番 小久保 謙
-----------	----------	----------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主査 渡邊 豪	主事 久保 亮輔
-----------	---------	----------

第20回大空町農業委員会総会議事録

午後3時28分

井上局長	<p>それではちょっと定刻よりも若干早いですけれども、ただいまから大空町農業委員会第20回総会を始めたいと思います。</p> <p>では、会期日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、山神会長より御挨拶申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦労さまでございます。</p> <p>本年もまたよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>今年の正月は、三ヶ日例年になく天気が良く、良い正月を迎えられたかなと思っております。</p> <p>また、昨日今日とちょっと天気が悪くなりまして、これで大体止んだかなと思うんですけども、思った以上に荒れなくてよかったのかなと思っております。</p> <p>今月の16日には網走市でございました年金協議会の代議員等の研修会に大変お忙しい中御参加をいただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>またこれから、新しい年に入りましたので農業委員活動に農業委員の皆さん、またご尽力いただきますようお願い申し上げます、簡単ですが挨拶にかえさせていただきます。</p> <p>本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>この際活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>12月25日開催の第19回総会後の活動状況報告をお手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただいまより第20回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(午後3時33分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p> <p>事務局長。</p>

井上局長	<p>ただいまの出席議員は24名であります。</p> <p>石原委員、小久保委員、石田正俊委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による、在任する委員の過半数が出席していますので、総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第5号までの合計19件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき、議長において11番渡邊委員、12番伊藤委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成31年1月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、国有地の払い下げの案件です。図面については、1ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第4地区委員より補足説明があればお願いします。</p>
委員	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号の所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成31年1月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。  【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】 この件については、新規の案件です。 今まで賃貸借契約において、別の者が耕作しておりましたが、譲渡人が賃貸借ではなく売買したいなどの理由により、耕作者を変更して売買をするものです。 第1地区農業委員さんにより1月9日にあっせん会が行われております。図面については、2ページに掲載しております。 譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、33.7ha、労働力は2人です。 また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 以上でございます。
山神会長	この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用

	<p>形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第 2 号所有権移転関係 2 番説明朗読】</b> この件については、新規の案件です。譲受人離農に伴う売買となり ます。 第 5 地区農業委員さんにより 1 月 1 8 日にあっせん会が行われてお ります。図面については、3 ページに掲載しております。 譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、2 1 . 9 ha、労働力は 2 人です。 また、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項にすべて適合してい ることを確認しております。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>

委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</b> 前の借主が離農したことに伴い、借主を変更するものです。 第5地区農業委員さんにより1月18日にあっせん会が行われております。図面については、4ページに掲載しております。 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて23.3ha、労働力は4人です。 また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 以上でございます。
山神会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第5地区農業委員により1月18日にあっせん会を開催しております。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。

	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係2番説明朗読】</b>  2番以降は全て更新の案件です。そのため、図面を省略しております。また、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。  借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて28.8ha、労働力は3人です。  以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第2号の利用権設定関係2番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係3番説明朗読】</b>  借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて37.1ha、労働力は3人です。  以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第2号利用権設定関係4番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて30.6ha、労働力は3人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係4番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	<b>【議案第2号利用権設定関係5番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めず15.6ha、労働力は2人です。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)



山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係5番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係6番から7番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係6番から7番説明朗読】</b></p> <p>6番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて42.1ha、労働力は3人です。</p> <p>7番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて52.2ha、労働力は4人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより利用権設定関係6番及び7番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係6番及び7番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係8番から9番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係8番から9番説明朗読】</b></p> <p>8番借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて22.9ha、労働力は3人です。</p> <p>9番借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて12.7</p>

	<p>ha、労働力は4人です。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係8番から9番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係8番から9番について採決します。</p>
委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係10番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第2号利用権設定関係10番説明朗読】</b> 借主の経営面積は、議案に掲載している農地も含めて22.7ha、労働力は4人です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係10番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係10番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>

渡邊主査	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第1項及び同条第2項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入が必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。平成31年1月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【議案第3号1番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏及び〇〇氏に売買するものです。申出者よりあっせんの申出を受け、第3地区農業委員さんにより1月22日にあっせん会を行っております。</p> <p>286番1については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、27.3ha、労働力は4人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり28万5千円、総額712万5千円です。</p> <p>286番7については、〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.4ha、労働力は2人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり28万5千円、総額692万5千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、5ページ及び6ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第3号の1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。  これより議案第3号の1番について採決します。  本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。  ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により  〇〇委員の退席を求めます。  暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。  次に2番について、提案理由の説明を求めます。  渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号2番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者が貸付していた農地を借主である〇〇氏に売買するものです。</p> <p>申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより昨年12月23日にあっせん会を行っております。〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。</p> <p>買受予定者の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、20.3ha、労働力は3人です。あっせんによる売買価格は、10a当たり36万円、総額705万円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、賃貸借からの移行のため省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。</p>

	<p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより議案第3号の2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に3番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第3号3番説明朗読】</b></p> <p>この件につきましては、申出者の離農により売買するものです。申出者よりあっせんの申出を受け、第5地区農業委員さんにより昨年12月23日にあっせん会を行っております。〇〇氏が公社からの買受け予定者になります。買受け予定者の経営面積は、議案第2号所有権移転関係2番で説明したとおりです。</p> <p>あっせんによる売買価格は、492番1は10a当たり36万円、492番5は10a当たり21万円、495番1から4までは10a当たり35万円、496番1は10a当たり15万円、総額1217万4千円です。</p> <p>あっせんの結果、買受け希望者において売買価格の負担も大きいので農地売買支援事業を活用し、経営の体力をつけてから購入したいとの事で、買入協議の要請が適当となりました。</p> <p>図面は、7ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いしま</p>

	す。
委員	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが、協議が整わず5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
山神会長	これより議案第3号の3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号の3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係の1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。平成31年1月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。  【議案第4号利用権設定関係1番説明朗読】 この件につきましては10月の総会において買入協議の議決をいただいた案件でございます。その際に詳細を説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。 以上でございます。
山神会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号の利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき下記の通り申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。平成31年1月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。  【議案第5号1番説明朗読】 この件につきましては、昨年11月6日に第3地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、雑種地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては8ページに掲載しておりますのでご参照願います 以上でございます。
山神会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては昨年11月6日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。 以上です。
山神会長	これより1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の1番について採決します。

	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に2番について、提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p><b>【議案第5号2番説明朗読】</b> この件につきましては、昨年11月21日に第5地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は、512番2は雑種地、それ以外は山林となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。なお、図面につきましては、9ページに掲載しておりますのでご参照願います。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては昨年11月21日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが結果については、事務局の説明のとおりです。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>



渡邊主査	<p>渡邊主査。</p> <p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する 平成31年1月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p><b>【報告第1号説明朗読】</b></p>
山神会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦勞様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: right;">(午後4時39分)</p>

会 長

署名委員

署名委員